

日本社会心理学会会則

(2014年7月改正)

- 一. 名称 この会は、日本社会心理学会と称する。
- 二. 事務局 この会は事務局を当分の間、国際文献印刷社におく。
- 三. 目的 この会は、専門分野の如何にかかわらず、広く社会心理学に関心を持つものの連絡、知識の交流、親睦をはかり、かつ各地における研究者の組織的活動に資することによって社会心理学の発展に寄与することを目的とする。
- 四. 事業 この会は、前項の目的を達するため、つぎの事業を行う。
 1. 各地における社会心理学研究団体の活動に対する協力
 2. 会員の研究に資する情報の交換と連絡
 3. 内外諸文献の紹介
 4. 内外諸関係団体との連絡
 5. 研究誌及び会報の編集と配布
 6. 年次大会、公開シンポジウムその他必要な会合の開催
 7. 社会心理学の普及に必要な諸活動
 8. 社会心理学の発展に寄与した会員に対する顕彰
 9. その他必要な事項
- 五. 会員 この会の会員は正会員、名誉会員、準会員および賛助会員とする。

正会員は社会心理学に関心を持つ研究者であって、この会の趣意に賛同する者とする。名誉会員は正会員のうち本学会の運営、学術研究活動などにおいて著しい功績のあった者で理事会の議を経て総会で掲載された者とする。準会員は学部学生あるいはそれに相当する者とする。賛助会員はこの会の事業に財政的な援助をなした者で理事会が推薦し総会の承認を得た者とする。
- 六. 入退会・休会 この会に正会員または準会員として入会しようとする者は、正会員1名の推薦により理事会の委任を受けた常任理事会の承認を得なければならない。所定の会費を1年以上納入しない者、この会に損害を与えたり、この会の名誉を著しく傷つけた者は理事会の決議を経て退会を求めることがある。また、所定の手続きを経ることにより、所定の期間、本学会を休会することができる。
- 七. 役員 この会は次の役員をおく、その決定は本学会の定める役員選挙規程による。
 1. 会長1名、この会を代表し、会務を統括する。
 2. 常任理事若干名、会の通常会務を執行する。内1名は事務局長、1名は編集委員長とする。
 3. 理事28名、この会を運営する。
 4. 監事2名、この会の会計及び会務執行を監査する。
 5. 会長・常任理事の任期は2ヶ年とする。また、理事・監事の任期は4ヶ年とする。
 6. 会員は役員選挙規程にしたがい会長をリコールすることができる。
- 八. 運営 この会は次の運営組織をもつ。
 1. 総会 正会員及び名誉会員をもって構成し、この会の最高機関として会の意志と方針を決定する。

総会は1年に1回開催する。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。決議は出席者の過半数の同意による。
 2. 理事会 この回の事業の運営と執行を負う。
 3. 常任理事会 理事会の委託を受けこの会の通常会務の執行にあたる。
- 九. 地区懇談会 この会の会員が主体となって組織する各地区の研究団体は理事会の承認を経て「日本社会心理学会○○地区懇談会」の名称を用いることができる。地区懇談会は会員1名をオブザーバーとし

て理事会に出席させることができる。

十. 経 費 この会の経費は会費、寄付金および補助金などでまかなう。

会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日でおわる。

十一. 会 費 正会員（一般会員）は年額8000円、正会員（大学院生会員）は年額5000円、準会員は年額3000円（共に研究誌代を含む）を、その年度の会費として毎年4月末日までに納めなければならない。

附 則

一. この会則は1960年10月14日から実施される。

二. この会則の変更は総会における出席者の3分の2以上の同意によって行われる。但し第二条は理事会の決議によって変更できるものとする。

附 則

一. この会則は、1962年10月13日から実施される。

附 則

一. この会則は、1980年9月14日から実施される。

附 則

一. この会則は、1985年10月6日から実施される。

附 則

一. この会則は、1987年11月22日から実施される。

附 則

一. この会則は、1990年9月23日から実施される。

附 則

一. この会則は、1991年10月12日から実施される。

附 則

一. この会則は、1995年9月23日から実施される。

附 則

一. この会則は、1997年9月5日から実施される。

附 則

一. この会則は、1998年11月7日から実施される。

附 則

一. この会則は、1999年4月1日から実施される。

附 則

一. この会則は、2001年10月13日から実施される。

附則

一. この会則は、2002年11月9日から実施される。

附則

一. この会則は、2004年7月18日から実施される。

附則

一. この会則は、2012年11月17日から実施される。

附則

一. この会則は、2014年7月26日から実施される。